

年次有給休暇の時季指定義務と残業時間の上限規制

# 「働き方改革」時代の労務管理

平成30年6月29日に国会で「働き方改革」に関する法律が成立しました（「働き方改革関連法」）。

この「働き方改革関連法」は、労働基準法や労働安全衛生法、パートタイム労働法等のいくつもの法律が含まれており、多くの事業所ではその対応に迫られます。

そこで今回のセミナーでは『労働時間』や『年次有給休暇』等、すぐに会社の労務管理に影響があるものを中心に学習します。

担当者必聴です！



## 講座内容

講師：特定社会保険労務士 小柴 繁徳 氏

### I 「働き方改革」の概要

～働き方改革の概要と施行時期について～

1. 「働き方改革関連法」の概要
2. 「働き方改革関連法」の施行時期

### II 「働き方改革」を理解するために

～労働時間の管理と年次有給休暇について～

1. “労働時間”について
2. “休日”について
3. “年次有給休暇”について

### III 労働時間法制の見直しのポイント

～タイムカードの導入と年次有給休暇管理台帳の作成～

1. 労働時間の客観的把握の義務化

2. 過重労働と残業時間の上限規制

3. 1人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得の義務化

### IV 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

～同一労働同一賃金について～

1. 「働き方」と「待遇」について
2. “同一労働同一賃金のガイドライン”について
3. パート等に対する、待遇の説明義務

### V 就業規則等の見直しのポイント

1. 36協定届の変更について
2. 就業規則の見直しについて
3. 賃金規程の見直しについて

## 実施要項

日時 平成31年 2月15日(金)13:30～16:30

場所 神楽想2F 会津若松市一箕町大字亀賀字村前12(扇町天恵苑の北側) TEL0242-22-4300

受講料 ◆経理研究部会会員 無 料

◆法人会会員 2,000円

◆一 般 5,000円

定員40名

2 / 1 5 【「働き方改革」時代の労務管理】講座申込書

会社名		業 種	
TEL		FAX	
お名前		お名前	